

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鳥取市

2 構造改革特別区域の名称

鳥取砂丘観光特区

3 構造改革特別区域の範囲

鳥取市の区域のうち山陰海岸国立公園第2種特別地域

4 構造改革特別区域の特性

鳥取砂丘は、山陰海岸国立公園に属し、中国山地を源流とする千代川が運ぶ砂と日本海の沿岸流が運んだ砂が堆積してできた東西1.6km、南北2km、最高起伏9.2mに及び日本最大の砂丘である。その中央部は、特別保護地区に指定され、海岸部は、「日本の渚百選」に選ばれている。鳥取砂丘は、日本海の季節風でその表情を変え、自然の織りなす芸術「風紋」や「すりばち」と呼ばれる凹地などの特徴的な地形を有している。また、起伏量日本一の最高峰「馬の背」まで登れば、雄大な砂丘と日本海、美しく湾曲する海岸線が一望できる360度の大パノラマが広がり、イカ釣り漁船の照明が日本海に浮かぶ「漁火」などの幻想的な風景を見ることができ、周囲約110ヘクタールには、らっきょう畑が一面に広がり、10月下旬には釣鐘状のらっきょうの花が赤紫色に染まる。また、「ハマゴウ」、「ネコノシタ」、「ハマベノギク」など砂丘の特殊な環境に適応した砂丘植物が生育している。

このような特有の自然環境をもつ鳥取砂丘は、次世代へ継承すべき貴重な財産であり、年間116万人が訪れる本市の代表的な観光地であるが、近年、人との共生の結果、森林化、草原化により本来の姿を失いつつある。また、砂丘における滞在時間の短さから、本市を訪れる観光客の多くは宿泊を伴わない通過型観光となっており、鳥取砂丘の観光入込客数は伸び悩んでいる。そのため、砂丘の景観保全・復元とともに、集客力の強化と交流促進による観光客をはじめとする来訪者の受け入れ態勢の強化が求められている。また、整備が遅れていた中国横断自動車道姫路鳥取線が平成21年にも開通することが見込まれ、交流人口の増加がもたらす観光振興や農林水産業をはじめとする地域産業の活性化が期待されている。

5 構造改革特別区域計画の意義

このような状況の中で、本市では、平成17年3月に『鳥取砂丘整備構想～「砂の王国・鳥取砂丘」をめざして～』を策定し、「観光の活性化」「環境保護」「産業の育成」

の3つを理念に、集客交流拠点として再整備を進めている。この構想は、鳥取砂丘をその特徴から大きく4つのエリアに分けて重点的に再整備し、エリアごとの観光拠点を点から面へ拡大することによって、鳥取砂丘を一つの独立した王国と見立て、あらゆる年齢層が楽しめる「砂の王国・鳥取砂丘」の実現をめざしている。そのため、この3つの理念の実践を通じて、鳥取砂丘の景観の保全・再生を図るとともに、自然体験・交流など新たなメニューを展開し、新たな砂丘見学ルートやトレッキングコースの設定、除草、砂丘地区内の禁煙の実施、砂丘商店街の魅力アップなどの活性化施策を推進する。

また、地域住民はもとより県内外からの砂丘ファンの人々の交流やその活動を維持する場として市民参画型の運営母体組織「(仮称)砂丘倶楽部」を結成し、砂丘観光施設やイベントの運営、観光情報の発信を行うなど、推進力の役目を果たすこととし、円滑な事業推進を図りながら、全国に情報発信していく。さらに、全国から除草作業のボランティアを募集、「鳥取砂丘SOSキャンペーン」の実施や、全世界で進む砂漠化を考えるフォーラムの開催など、砂丘景観保全・再生事業の全国的な展開などを通じて、市民が主体となる活動を活性化させ、砂丘景観を永続的に継続できる意識・組織の育成を図る。

これらの取り組みを通じて、市民や来訪者の観光リテラシーを醸成し、従来の「名所を見る」「写真を撮る」「おみやげを買う」という『量の観光』から「環境を保護する」「自然のすばらしさを理解する」「地元の人々と交流する」という『質の観光』への転換を図る。この取り組みを効果的に推進するため、国立公園鳥取砂丘の自然環境の特性を活かし「国立・国定公園における自然環境を活用した催しの容易化事業」を実施することで、多彩な集客交流メニューを充実させ、砂丘における滞在時間の充足・延長、周遊性の向上等が図られ、鳥取砂丘の魅力を高めることが可能となる。

併せて、鳥取砂丘の集客交流の促進による効果を周辺地域に波及させるため、宿泊拠点、文化・観光施設、鳥取ブランド商品の開発、温泉などの他の観光資源の魅力アップを総合的に推進する。これらにより、鳥取砂丘を集客交流拠点とする新たな集客交流資源や観光産業を創出するとともに、既存の資源との融合またはネットワーク化することが可能となり、より一層の集客交流の強化が図られるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

山陰海岸国立公園鳥取砂丘の景観の保全・再生を図りながら、自然を活用した「鳥取砂丘イリュージョン」、「鳥取砂丘ジュニアデュアスロン全国大会」、「鳥取砂丘たこあげ大会」、「ふくべらっきょう花マラソン」、「サンドアート(砂像)の設置」、「鳥取砂丘SOSキャンペーン」、「中国横断自動車道姫路鳥取線の開通イベント」などを開催することとしている。開催にあたり、必要となる仮設テント、各種案内板などの工作物の設置等について規制の特例を活用することで、市民活動の自発性や柔軟な発想による実施を

促し、組織の育成とイベント等の充実を図る。さらに、砂丘という貴重な自然環境を市民や観光客に体感してもらいながら、砂丘の自然環境を活用した地域活性化に資するイベント等の多彩な集客交流メニューを展開することができる。また、新たな砂丘見学ルートやトレッキングコースの設定、除草、砂丘地区内の禁煙の実施、砂丘商店街の魅力アップなどの活性化施策などを推進することにより周遊性を向上させ、砂丘における滞在時間の充足・延長を図ることができ、新たな魅力の創出による観光客入込数の増加とそれにともなう経済効果を創出する。

併せて、鳥取砂丘の集客交流の促進による効果を周辺地域に波及させるため、宿泊拠点、文化・観光施設、ブランド商品の開発、温泉などの他の観光資源の魅力アップを総合的に実施しながら、新たな集客交流資源や観光産業を創出し、既存の資源との融合またはネットワーク化を図り、鳥取砂丘を集客交流拠点とする滞在型観光の実現とそれにともなう地域経済の活性化を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 本特区計画による特定事業を実施することで、山陰海岸国立公園鳥取砂丘の景観の保全・再生を図りながら、自然を活用し、地域活性化に資する多彩なイベント等の実施が容易化され、NPO団体などの市民活動団体の主体による実施など主体の多様化、回数の増加が見込まれる。

- ・山陰海岸鳥取砂丘におけるイベント等の増加（年間43件 年間70件）
（年間43件は、平成16年度に環境大臣の許認可を受けて実施したイベント等の件数）

(2) 本特区計画による特定事業や関連事業の実施によって、山陰海岸国立公園鳥取砂丘における集客交流機能の強化が見込まれる。そのため、平成16年の鳥取砂丘への観光入込客数116万人を10年後には250万人に増加させることを目標とする。定量的な指標の根拠については、以下のとおり（鳥取県観光客入込動態調査）。

日帰宿泊客別一人当たり平均消費量		
	日帰り(円)	宿泊(円)
県内	2,161	19,824
県外	7,967	29,640

全観光客に占める割合		
	日帰り	宿泊
県内	0.46	0.03
県外	0.27	0.24

(a) 平成20年 観光入込客数155万人(39万人増加)[単位：万人、万円]

	日帰り	消費額	宿泊	消費額	消費合計額
県内客	71.3	154,079	4.65	92,182	1,682,288
県外客	41.85	333,419	37.2	1,102,608	

(b) 平成 2 3 年 観光入込客数 190 万人 (74 万人増加) [単位 : 万人、万円]

	日帰り	消費額	宿泊	消費額	消費合計額
県内客	87.4	188,871	5.7	112,997	2,062,159
県外客	51.3	408,707	45.6	1,351,584	

(c) 平成 2 7 年 観光入込客数 250 万人 (134 万人増加) [単位 : 万人、万円]

	日帰り	消費額	宿泊	消費額	消費合計額
県内客	115	248,515	7.5	148,680	2,713,368
県外客	67.5	537,773	60	1,778,400	

8 特定事業の名称

1 3 0 1 ・ 1 3 0 2 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【日本政策投資銀行のアドバイス機能を活用する事業】

山陰海岸国立公園鳥取砂丘を集客交流拠点とする滞在型観光の実現とそれにともなう地域経済の活性化を図るため、別紙 1 に記載する自然を活用した催し等の特定事業をはじめ、鳥取砂丘再整備事業、宿泊拠点、文化・観光施設、特産品のブランド化、名物料理の開発、温泉などの他の観光資源の魅力アップを総合的に実施する事が重要である。

これを促進するため、新たな集客交流資源や観光産業を創出し、既存の資源との融合またはネットワーク化を実施する観光産業事業者、NPO 団体等に対して、地域再生計画の支援措置である「日本政策投資銀行の低利融資等」を活用し、当該支援措置の日本政策投資銀行によるアドバイス機能により、同事業の実効性を強化する。

さらに、同行による金融面での判断を得て融資の利用が可能となった場合、同行の融資を受けて事業を実施することとする。(平成 17 年 5 月 18 日認定申請)

【「砂丘倶楽部」の結成】

『鳥取砂丘整備構想～「砂の王国・鳥取砂丘」をめざして～』の実施を円滑に進めるためには、地域住民はもとより県内外からの砂丘ファンの人々の交流、活動を維持する場が必要である。そのため、鳥取砂丘の景観保全・復元とともに観光活性化を目標とし、

施設・イベント運営や観光情報の発信を行うなど実施エンジン役として「砂丘倶楽部」を結成し、推進力の役目を果たしていくことで、砂丘の活性化を支援、維持する市民参加型の運営母体となることをめざす。

【砂丘景観保全・再生事業】

鳥取砂丘の景観保全・再生事業として、下記の事業を実施予定である。これらの事業は、中国横断自動車道姫路鳥取線の開通までに当市の貴重な財産、代表的な観光地である鳥取砂丘の景観を再生し、永続的に継続できる市民意識・組織の育成を目指している。そのため、鳥取砂丘の景観保全や情報発信活動などを行っているNPO団体をはじめとする市民の交流・連携を促進しながら、市民活動の自発性や柔軟な発想により実施し、活動情報を効果的に地域に波及させていくことで、砂丘景観の保全・再生活動を行う人材の育成を図る。

[平成17年度]

除草作業実施

全国から700人程度の除草ボランティアと地元ボランティア500人程度を募集し、除草事業の実施を予定している。

[平成18年度]

「鳥取砂丘SOSキャンペーン」の実施予定（実施時期：平成18年）

キャンペーン期間中に砂丘という貴重な自然環境を活用した多彩な体験・交流型の事業の実施や『「とっとり宣言」フォーラム』を開催し、鳥取大学乾燥地研究センターと連携して全世界で進む砂漠化を考え、環境・食料・人類未来についての鳥取からの警鐘機会とする。

[別紙]

1 特定事業の名称

1301・1302 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の国立公園において、自然環境を活用した催しであって、本市が地域活性化に資すると認めた事業を実施する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

「鳥取砂丘イリュージョン」、「鳥取砂丘ジュニアデュアスロン全国大会」、「鳥取砂丘たこあげ大会」、「ふくべらっきょう花マラソン」、「サンドアート(砂像)の設置」、「砂漠化への警告「とっとり宣言」フォーラム」、中国横断自動車道姫路鳥取線の開通イベントなどの開催時に一時的に行われる、道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における仮設テント、各種案内板などの工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩や変更など風致の維持に支障がない行為について、自然公園法第13条第3項の規定を適用しないこととする。

5 当該規制の特例措置の内容

特区内において特定事業に係る催しが実施される場合においては、本市は環境大臣に当該催しの名称、開催場所、開催時期及び当該催しに伴う行為の概要を通知することとする。本市は、通知を行うに当たっては、本市を中心として組織する(仮称)鳥取砂丘特区連絡会の審査により、当該催しが自然を活用した催しであって、地域活性化に資するものであると認め、かつ、そのために、一時的に行われる、道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更など風致の維持に支障が少ない行為であることを認めた上で、通知を行うこととする。なお、(仮称)鳥取砂丘特区連絡会は、鳥取県の組織する鳥取砂丘特例連絡会と同様の人員構成で組織する。

催しの実施に当たっては、本市は、風致の維持に十分注意し、又は催しの実施者に十分配慮するよう指導する。催しの実施のために行われた行為については、本市が原状回復を行い、又は行為者に原状回復を指導する。